

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

本県では、平成13年3月に、男女共同参画社会基本法に基づく初めての法定計画である「千葉県男女共同参画計画」を策定、令和3年3月には現行計画である「第5次千葉県男女共同参画計画」を策定し、様々な施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

また、本県は、全国で唯一男女共同参画条例がない県という状況が続いてきましたが、令和6年1月に施行された「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例（以下、「多様性尊重条例」という。）」において「男女のいずれもが性別を理由とする不利益を受けることなく、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に活躍している社会」を目指す社会として位置付けたことにより、男女共同参画条例がない県という状況を解消するとともに、県民や企業等の皆様と男女共同参画の意義を共有し、推進していく新たな土台が整えられました。

第5次男女共同参画計画では、ワーク・ライフ・バランスの普及促進や子育て・介護への支援等に重点的に取り組んできました。こうした中で、女性の就業率が増加し、いわゆるM字カーブが解消されてきており、男性の育児休業の取得率も向上するなど、一歩ずつですが、着実に男女共同参画の実現に向けて進んできているといえます。

一方で、令和6年度に実施した「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」（以下、「令和6年度県民意識調査」という。）では、例えば「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識について、「反対」と回答した人の割合が47.3%に留まるなど、未だに社会全体で固定的性別役割分担意識が根強く存在しています。

また、女性の就業率は増加しましたが、政策・方針決定過程における女性の参画拡大が進んでいないことや出産を契機に女性が非正規雇用化する、いわゆるL字カーブがみられること、男女間の賃金格差が大きいことなど、働く場において女性が直面している課題は山積しています。

県内においても、少子高齢化の進展に歯止めがかからず、生産年齢人口の減少により人材不足が深刻化しています。また、社会のグローバル化やデジタル化の進展、新型コロナウイルス感染症の経験を契機としたライフスタイルの変化など、本県を取り巻く社会・経済環境は大きく変化しています。

災害対応については、集中豪雨や台風、地震など自然災害が頻発化・激甚化する中で、令和6年1月1日に発生した能登半島地震への対応では、避難所における女性の負担が大きいことが改めて認識されるなど、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組は十分に浸透しているとは言えない状況になっています。

他方、国際情勢に目を転じると、平成27年9月に国連で「持続可能な開発目標のための2030アジェンダ」が採択され、この中で「誰一人取り残さない」社会を目指すSDGs（持続可能な開発目標）が掲げられており、また、令和6年9月に採択された「未来のための約束」においても、「ジェンダー平等とすべての女性及び女児のエンパワーメントが持続可能な開発の不可欠な前提条件であること」が確認されています。

こうした中、国が令和8年3月に策定した「第6次男女共同参画基本計画」では、男女共同参画や女性活躍に係る取組を推進することが、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）を実現する社会の形成に資するとし、施策を強力に推進するための体制（国内本部機構）の機能の充実・強化を図るとともに、政府が行うあらゆる取組において、常にジェンダー平等及びジェンダーの視点を確保し、施策に反映していく（ジェンダー主流化）こととしています。

本県では、こうした国の計画を勘案しつつ、これまでの取組の課題を踏まえ、さらに、新たな課題や社会状況の変化に対応するため、第6次千葉県男女共同参画計画を策定することとしました。

## <SDGsとは>

「SDGs」とは、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals) のことで、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年から令和12年（2030年）までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

国のSDGs推進本部が令和元年に決定した「SDGs実施指針改定版」では、地方自治体の様々な計画にSDGsの要素を反映すること等が期待されています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料：国連が作成したSDGsロゴ

## 2 計画の位置付け

(1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条に基づく法定計画であり、本県における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。

また、この計画では、女性の職業生活における活躍を進めるための取組を盛り込んでいるため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく本県における推進計画としても位置付けます。

※推進計画の該当部分

・第2章及び第3章 施策項目 I-①、I-②、I-③、II-①、II-②、IV-①、IV-③

(2) この計画は、千葉県総合計画やその他の関連諸計画との整合性を図りながら、本県における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

## 3 計画の期間

この計画は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

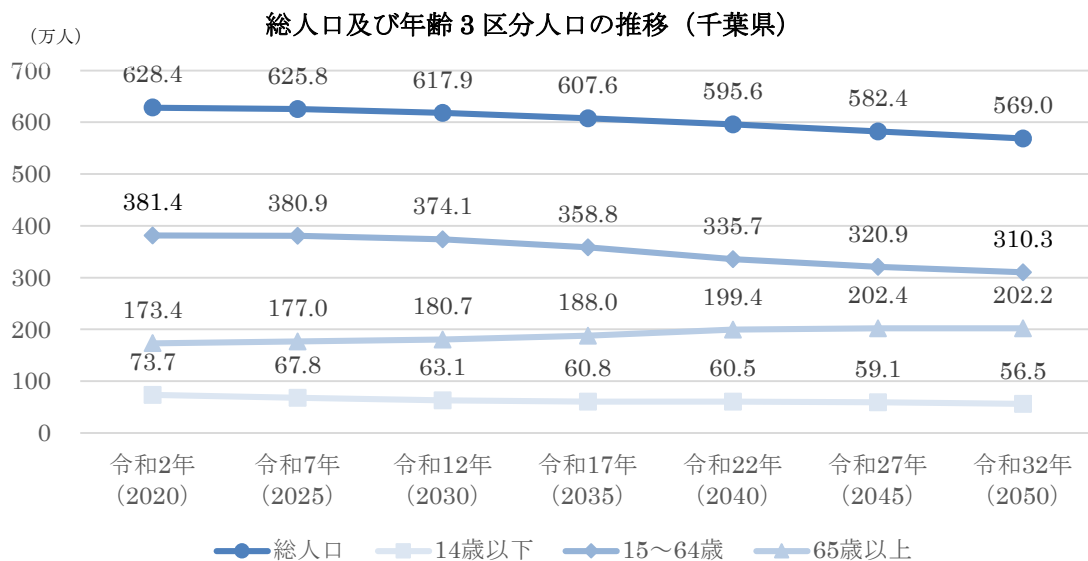
## 4 計画策定の背景

### ○本県の男女共同参画を取り巻く現状

#### (1) 少子高齢化、生産年齢人口の減少

本県では、少子高齢化を背景に、生産年齢人口の減少が進んでおり、様々な分野において人材不足が深刻化しています。「国立社会保障・人口問題研究所」が令和5年12月に公表した「地域別将来推計人口」では、令和2年に381.4万人だった15歳～64歳の県内人口は、令和17年には358.8万人、令和32年には約8割に当たる310.3万人まで減少すると見込まれております。

このような状況の中で、本県が持続的な発展をするためには、人口の約半分を占めている女性の更なる活躍を推進することが重要です。



出典：国立社会保障・人口問題研究所 「地域別将来推計人口（R5.12公表）」

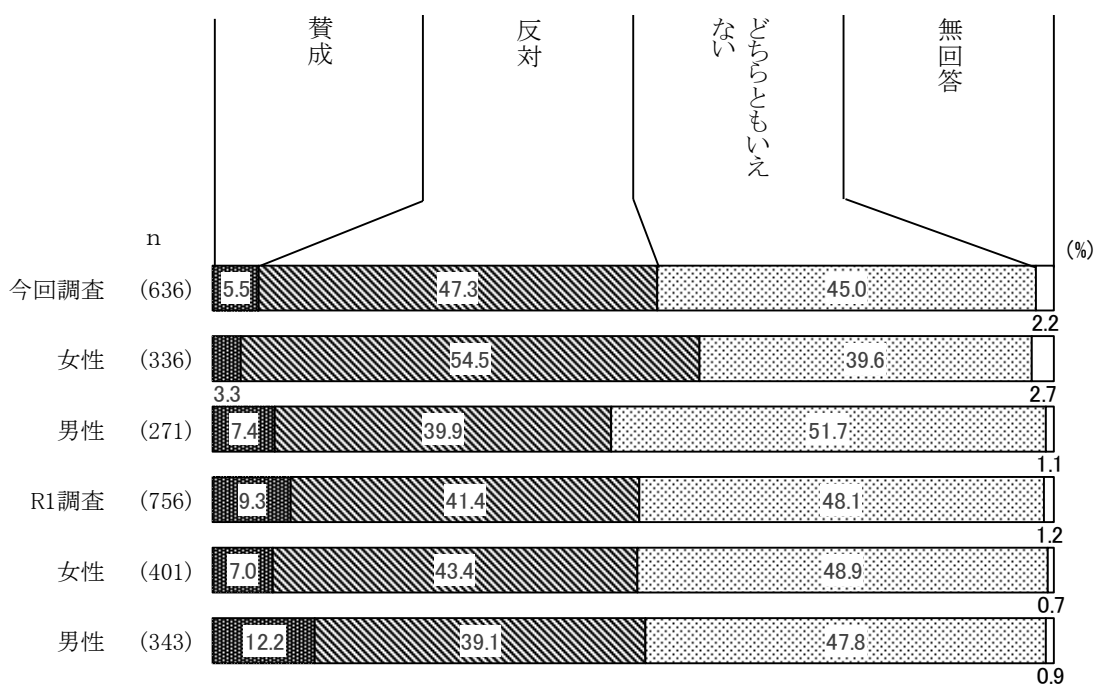
## (2) いまだ根強く残る固定的性別役割分担意識

男女共同参画社会の形成における阻害要因の一つとして、人々の意識の中に長い時間をかけて形成された固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が挙げられます。

令和6年度県民意識調査では、例えば「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識について、47.3%の人が「反対」と回答しており、また、「家事等の役割分担」に関する質問では、「食事の支度・あとかたづけ」など、ほとんどの項目において多くの方が「主に妻が行う」と回答しており、「夫婦とも同じくらい行う」との回答を大きく上回っています。

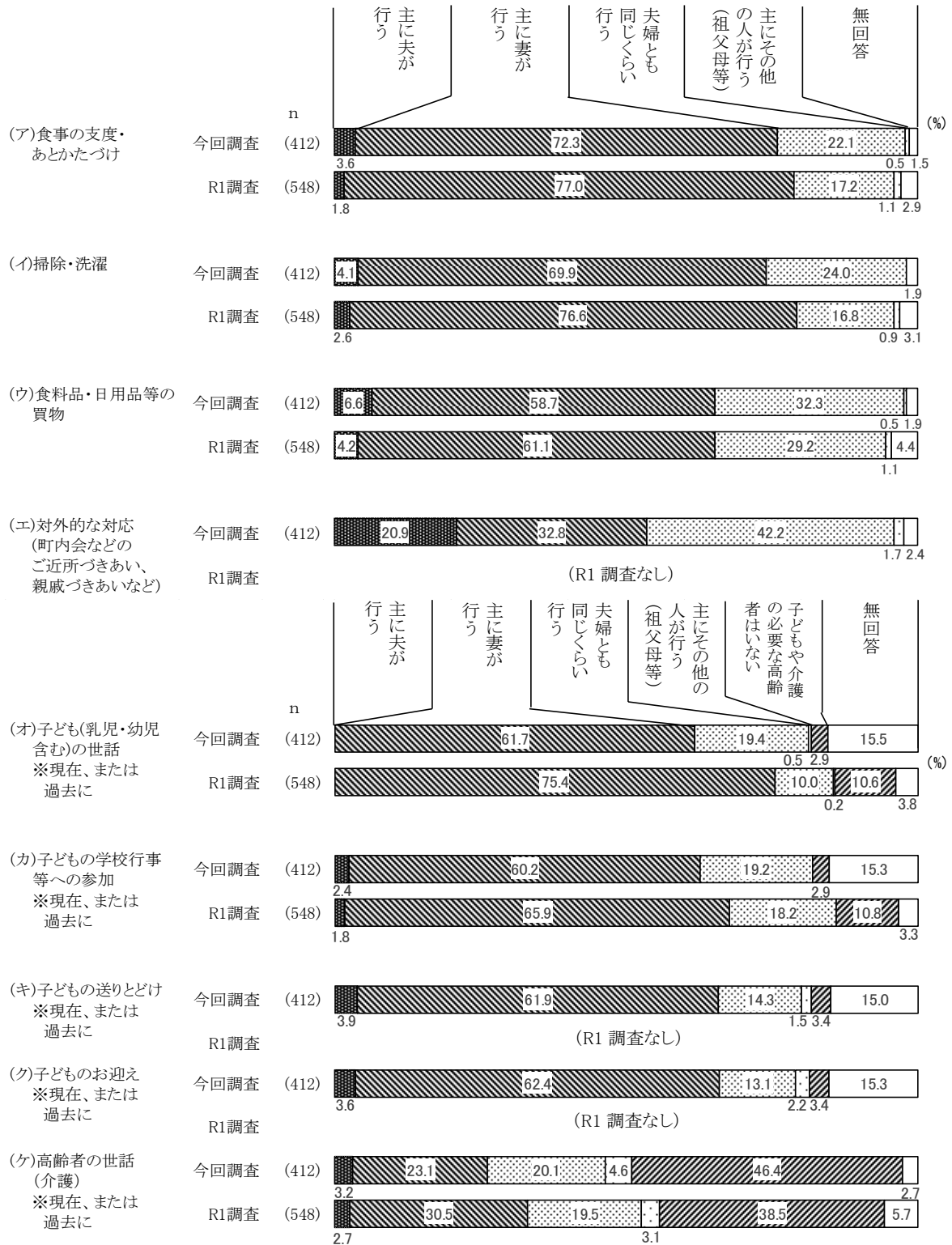
男女共同参画社会の形成を推進していくためには、県民の中に根強く残るこれらの意識を変革していく必要があります。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



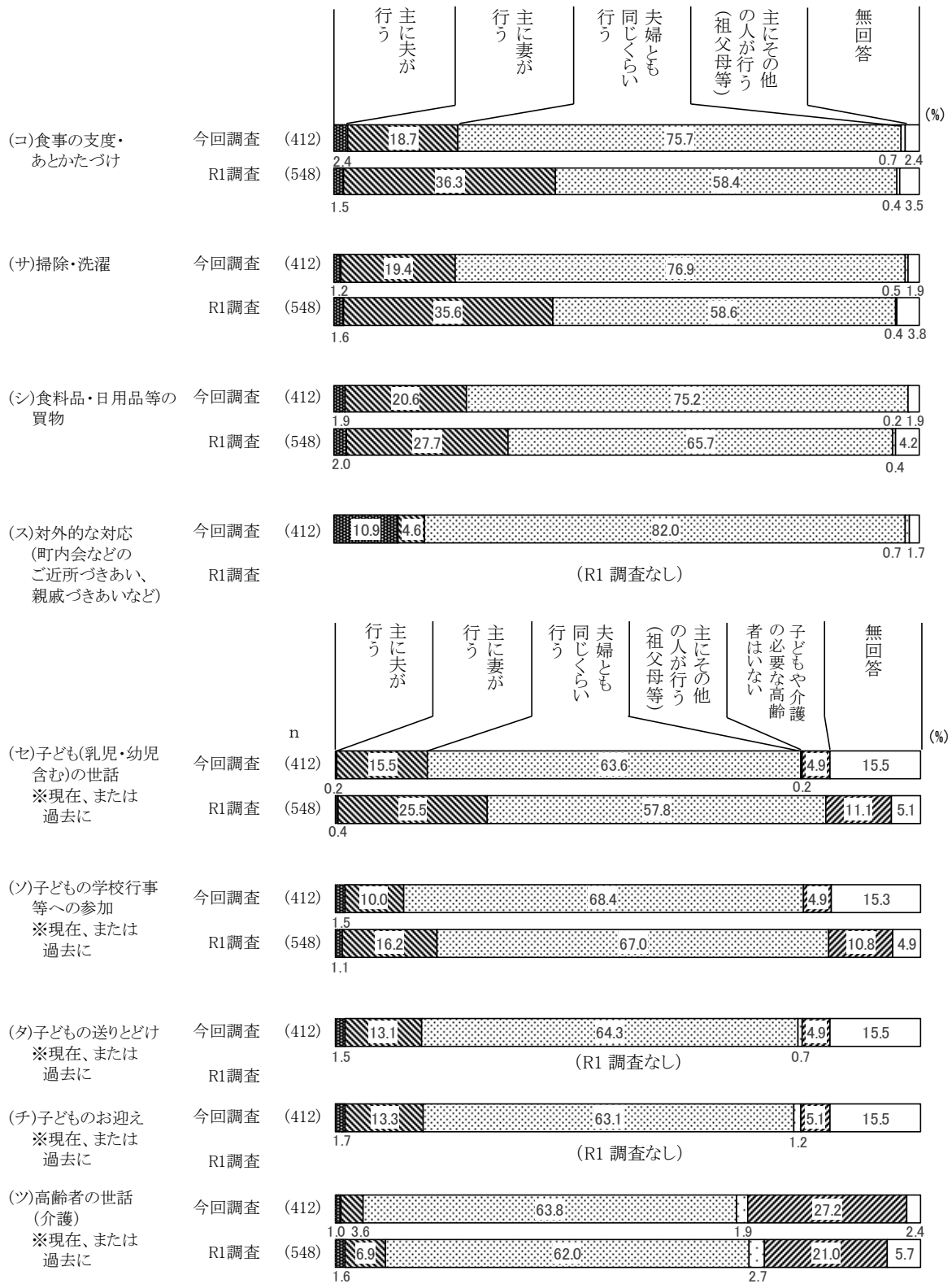
出典：県多様性社会推進課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書（令和6年10月）」

## 現在の家事等の役割分担について



出典：県多様性社会推進課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書（令和6年10月）」

## 理想と考える家事等の役割分担について



出典：県多様性社会推進課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書（令和6年10月）」

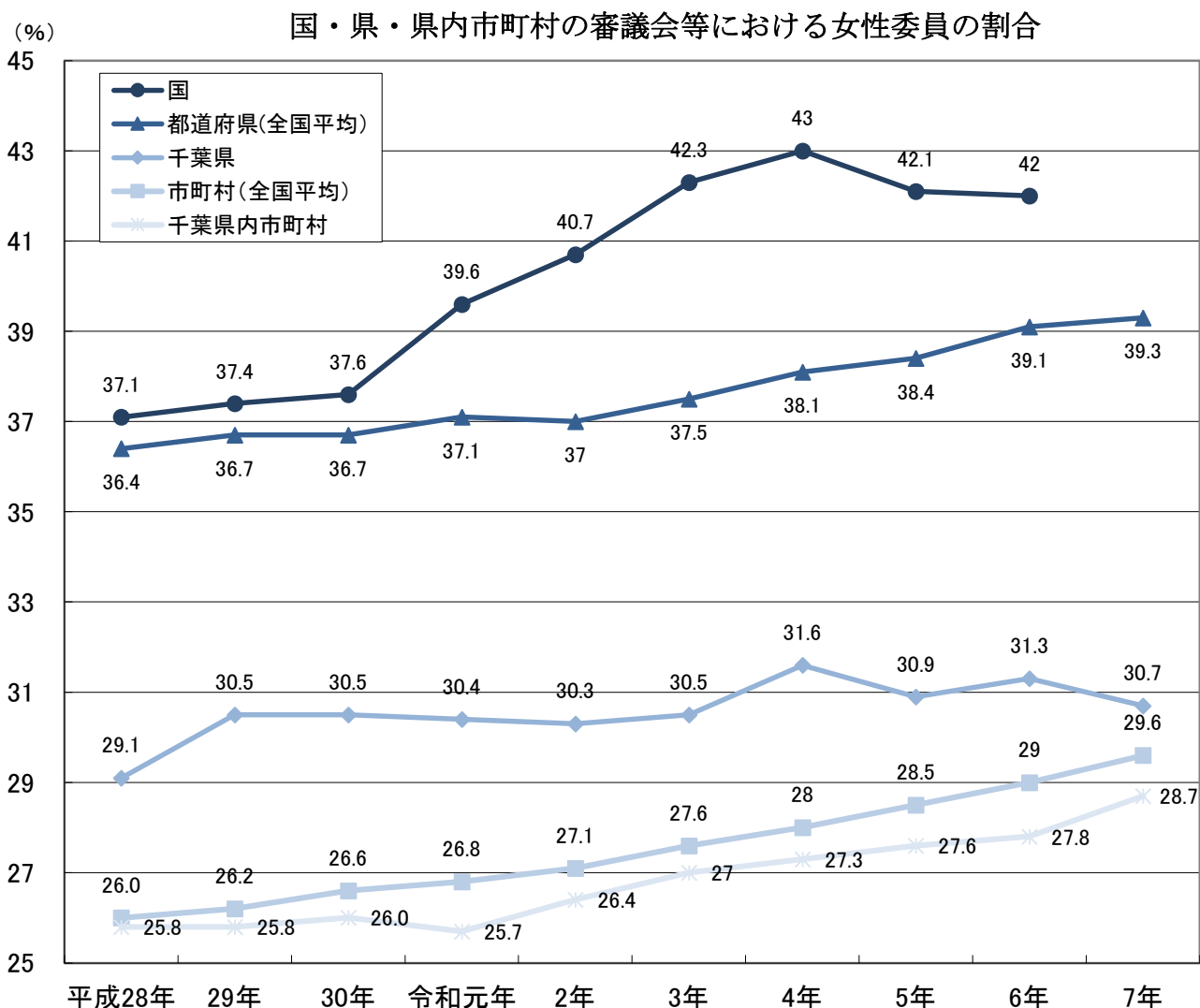
### (3) 政策・方針決定過程への女性の参画の低さ

本県における女性の参画状況については、政治の分野においては、千葉県議会議員に占める女性の割合は令和7年5月時点では13.2%（91名中12名）であり、依然として低い状況にあります。

行政分野においては、令和7年度の県審議会における女性委員の割合が全国平均で39.3%であるのに対し、本県は30.7%と、厳しい状況にあります。

民間における女性の参画状況では、令和2年の「国勢調査」によると、千葉県における産業別の女性役員割合は、21.5%となっており、分野によって差が見られる状況にあります。また、令和5年度に本県が行った「働きやすい職場環境づくり取組状況調査」によると、県内事業所における女性の課長相当職以上の割合は、15.0%となっており、国の目標である「女性管理職（課長相当職以上）30%以上」には達していません。

男女共同参画社会の推進のため、あらゆる分野における政策・方針決定ができる立場へ女性が参画できるように取り組む必要があります。



※国は各年9月末時点、県及び県内市町村は、各年4月1日時点

都道府県は目標の対象である審議会等委員に対する女性登用の割合

市町村は、法律、政令及び条例により設置された審議会等委員に対する女性登用の割合を表示

出典：内閣府「国の審議会等における女性員の参画状況調べ」

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

#### (4) 多様性尊重条例の施行

本県は全国で唯一男女共同参画条例がない県という状況が続いておりましたが、令和6年1月に男女共同参画条例の内容を包含した「多様性尊重条例」を施行し、男女共同参画を推進するための新たな土台が整えられました。

本条例第2条第2号では、性別に基づく違いがある中で目指す社会として、「男女のいずれもが、性別を理由とする不利益を受けることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に活躍している社会」を掲げるとともに、基本理念や県の責務、県民等の役割なども定めています。

今後、条例で定める社会の実現に向けて、計画的に取組を進めていく必要があります。

#### (5) 千葉県職員仕事と家庭の両立・女性活躍推進プランの策定

少子高齢化が進み、社会・経済情勢が大きく変化する中で、多様化する県民ニーズに的確に対応し、活力ある社会を維持していくためには、県が率先して千葉県職員が個性と能力を十分に発揮できる環境づくりを進めることが重要です。

職員一人ひとりが個人としての生活を充実させ、能力を発揮して職務に取り組むとともに、子育てや介護、家事などの家庭責任をきちんと果たしていける環境を整備することや、これまで以上に女性職員が活躍し、その力を発揮できる環境を整備することは必要不可欠であり、こうした取組は公務能率や県民サービスの向上にもつながるものです。

こうした背景も踏まえながら、仕事と子育ての両立と女性の活躍推進を一体的に進めるため、これまでの「千葉県職員仕事・子育て両立支援プラン」及び「千葉県女性職員活躍推進プラン」を統合し、令和7年3月に「千葉県職員仕事と家庭の両立・女性活躍推進プラン」を策定しました。

当該プランに基づき、県職場においても仕事と家庭の両立や女性職員の活躍を推進していく必要があります。

## ○社会情勢

### (1) 国際的な日本の位置づけ

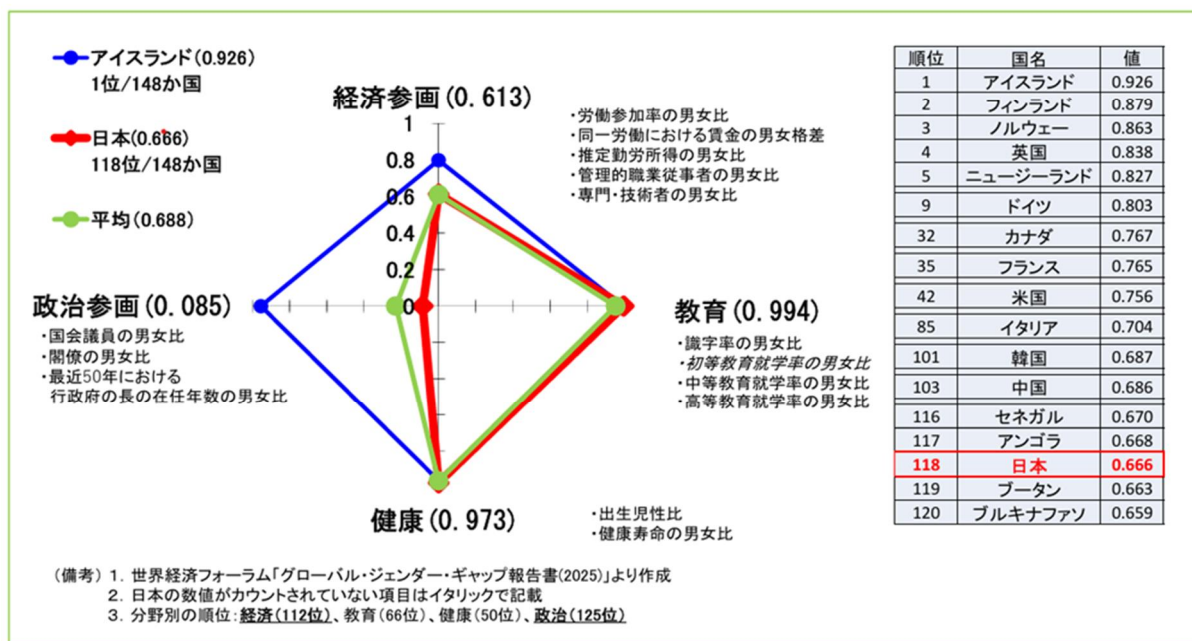
男女共同参画社会基本法第7条では、我が国の男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされています。

「世界経済フォーラム」が発表した2025年の「ジェンダーギャップ指数」をみると、4つの分野のうち政治参画（148か国中125位）及び経済参画（148か国中112位）の分野で特に男女共同参画の推進が進んでいない状況です。

そのため、県が行うあらゆる取組において、常にジェンダー平等及びジェンダーの視点を確保し、施策に反映していく必要があります。

## ジェンダー・ギャップ指数（GGI）2025年

- ・スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が公表。男性に対する女性の割合（女性の数値/男性の数値）を示しており、0が完全不平等、1が完全平等となり、1に近いほど順位が高いとされている。
- ・日本は148か国中118位。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低い。



出典: 内閣府男女共同参画局「女性活躍・男女共同参画の現状と課題」

### (2) 多様な価値観の広がり、ニーズの変化

男性女性双方に、「男は仕事、女は家庭」などといった固定的な性別役割分担意識が残っている一方で、県民の意識が変化している部分もあります。

令和6年度県民意識調査によると、例えば「結婚についての考え」について、「結婚したら子どもを持つ方がよい」と回答した人の割合が令和元年度県民意識調査から12.7ポイント低くなったことや「自身の理想の働き方」について、「結婚、子どもの有無に関わらず働き続ける」と回答した女性の割合が17.6ポイント上昇しています。

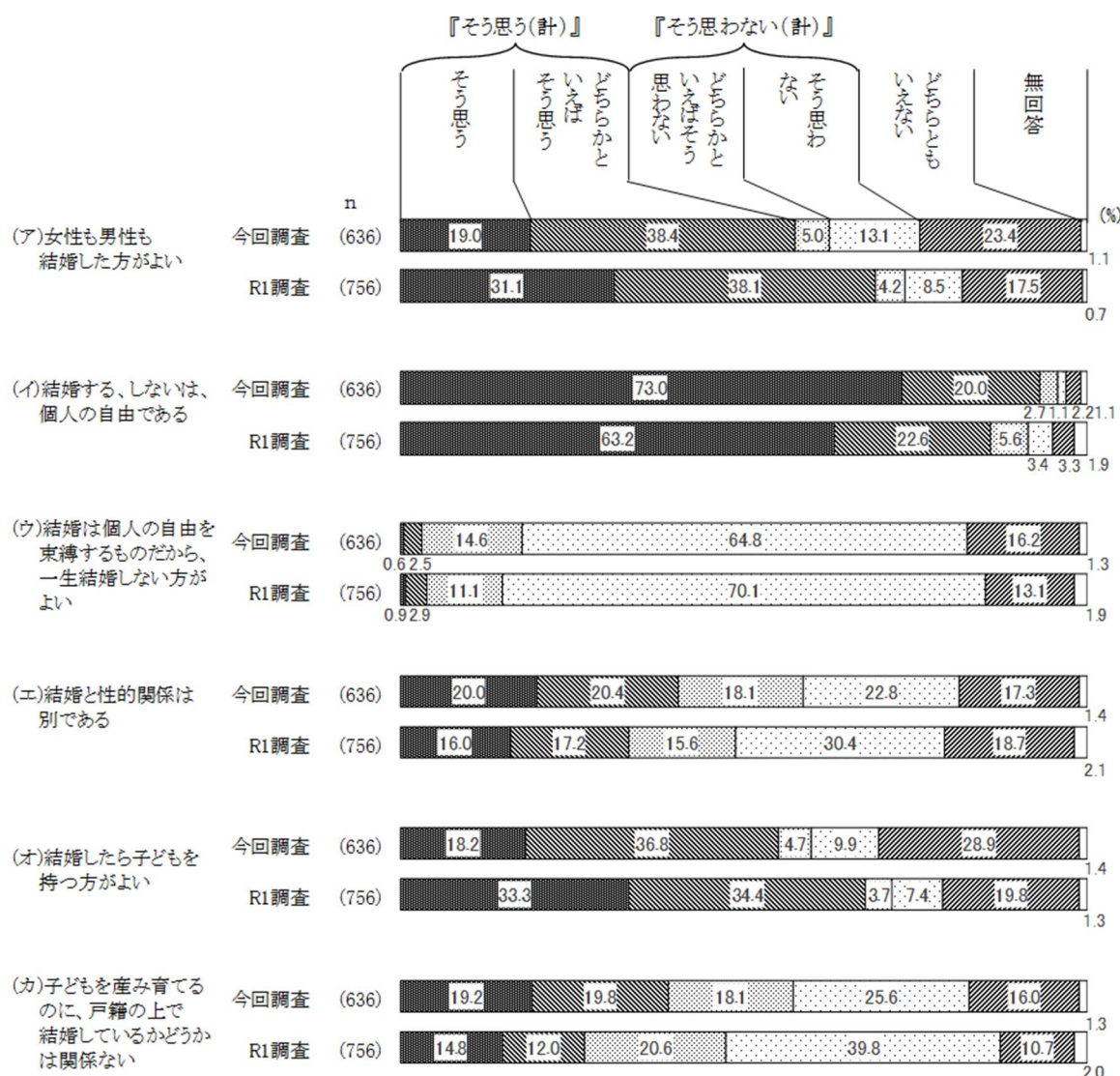
国立社会保障・人口問題研究所が令和5年8月に行った「第16回出生動向

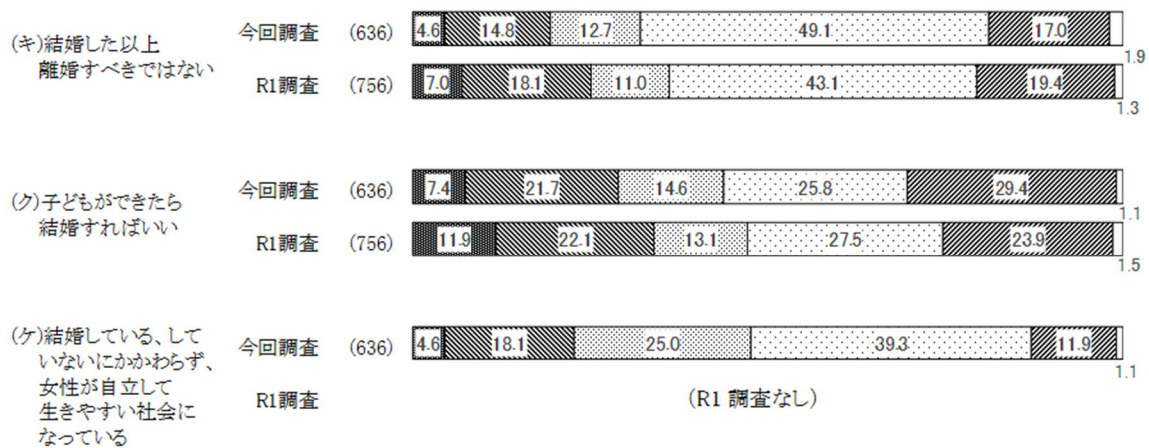
調査（独身調査）」によると、未婚の女性において仕事と家庭の両立を望む人の割合が上昇している（「女性の理想ライフコース」において、「両立コース」を選択した割合が32.3%から34.0%へ上昇）だけでなく、未婚の男性においても、将来のパートナーに仕事と家庭の両立を望む人の割合が上昇する（「男性がパートナーに望むライフコース」において、「両立コース」を選択した割合が33.9%から39.4%へ上昇）など、若い世代の仕事と家庭に対する意識に変化が見られます。

また、令和5年3月に公表された厚生労働省委託事業「令和4年度 仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業」によると、女性においては、ライフステージに応じて働き方の希望が変化する傾向にあり、男性も、フルタイムで残業のない働き方を含めた柔軟な働き方を希望する割合が約4割から5割存在しており、県民の働き方に対する意識にも変化が見られます。

よって、男女共同参画の取組を進める際には、県民の意識の変化を念頭に置きつつ、一人ひとりのニーズにあった取組をする必要があります。

### 結婚についての考え





出典: 県多様性社会推進課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書(令和6年10月)」

### (3) 自然災害リスクの高まり

近年、地球温暖化などをはじめとする気候変動の影響として、集中豪雨の頻度が増加するとともに、台風等の強度が強まっており、風水害や土砂災害が増加し、甚大な被害を及ぼす傾向にあります。

本県でも、令和元年房総半島台風等の一連の災害では、県内の広範囲で長期にわたる停電や通信遮断、断水などが発生し、県民生活や各産業にこれまでにない大きな被害を及ぼしました。

令和6年能登半島地震では、道路の寸断により集落が孤立し、救助活動や物資供給への支障、電気・水道の途絶による避難の長期化や避難環境の悪化などが生じ、半島における災害脆弱性が改めて浮き彫りになりました。

そのため、本県においても、災害が起きた際、高齢者や障害のある人、妊産婦、外国人など、避難の際に特に配慮や支援が必要な人々が安心して避難生活を送ることができるよう、平時から備えておく必要があります。

### (4) テクノロジーの急速な進展

近年のテクノロジーの進展は目覚ましく、特にAIは分野によって人を上回る質のアウトプットを驚異的な速度で生成し、ビジネスや学術活動などに幅広く活用され始めるなど、働き方や生活に大きな影響を及ぼしています。

こうしたデジタル分野をはじめとするテクノロジーの進展は生産性の向上、就業環境の改善、生涯にわたる質の高い教育や医療の提供等を通じて、女性も男性も暮らしやすくするなど、男女共同参画の形成に大きく寄与していく可能性があります。

一方でテクノロジーは、社会経済における男女間の格差の拡大やAIの学習データの偏りによる性別役割分担意識の固定化、ディープフェイクポルノなどの人権侵害、SNSに起因する性暴力等を招く恐れがあることについても留意する必要があります。

## (5) 男女共同参画に関する国の動き

国では、令和8年3月に「第6次男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

男女共同参画に関係した法改正では、令和7年6月に、「独立行政法人男女共同参画機構法」が成立するとともに、「男女共同参画社会基本法」が一部改正されました。

「独立行政法人男女共同参画機構法」に基づき設立される独立行政法人男女共同参画機構は、男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として、令和8年4月に設立される予定であり、「センターオブセンターズ」としての機能が付与され、地域における諸課題の解決に取り組む各地の男女共同参画センター等を支援することとされています。

さらに、一部改正された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画を推進するための拠点として、「男女共同参画センター」の設置が地方公共団体に対して努力義務化されるとともに、男女共同参画社会の形成の促進に取り組む人材の確保等に向けた取組に努めることとされ、令和8年1月には、「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン」が公表されました。

また、同じく令和7年6月に一部改正された女性活躍推進法や男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法では、女性の職業選択に資する情報の公表の義務の適用拡大や求職者等に対するセクハラ対策の義務化、カスタマーハラスメント対策の義務化等が定められました。また、女性活躍推進法については、適用期限が10年間延長されました。

加えて、令和6年4月の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に先立ち、令和6年3月に「千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」を策定し、困難な問題を抱える女性への支援に取り組んでいます。

第6次千葉県男女共同参画計画の策定に当たっては、これらの法改正の内容を踏まえる必要があります。